

厚生労働省発薬食 0227 第 81 号

平成 25 年 2 月 27 日

薬事・食品衛生審議会会長

西島 正弘 殿

厚生労働大臣 田村 憲久

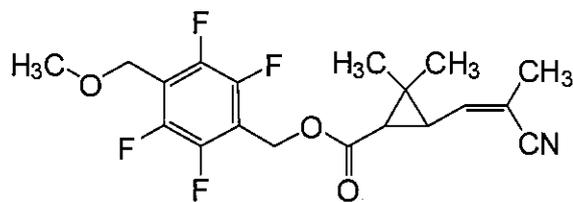
諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (Z) - (1R, 3R) - 3- (2-シアノプロパン-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (E) - (1R, 3R) - 3- (2-シアノプロパン-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (Z) - (1S, 3S) - 3- (2-シアノプロパン-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (EZ) - (1RS, 3SR) - 3- (2-シアノプロパン-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (E) - (1S, 3S) - 3- (2-シアノプロパン-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物 (2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (Z) - (1R, 3R) - 3- (2-シアノプロパン-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート80.9%以上100%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (E) - (1R, 3R) - 3- (2-シアノプロパン-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0%以上10%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (Z) - (1

2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、
 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、
 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、
 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物(2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート80.9%以上100%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0%以上10%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0%以上2%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0%以上1%以下を含有し、かつ、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0%以上0.2%以下を含有するものに限る。)及びこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について



$C_{19}H_{19}F_4NO_3$
 CAS No. : 609346-29-4

S, 3 S) - 3 - (2-シアノプロパー1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート0%以上2%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル = (E Z) - (1 R S, 3 S R) - 3 - (2-シアノプロパー1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート0%以上1%以下を含有し、かつ、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル = (E) - (1 S, 3 S) - 3 - (2-シアノプロパー1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート0%以上0.2%以下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について

名称 (英語名) Mixture of 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl (*Z*)-(1*R*,3*R*)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate, 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl (*E*)-(1*R*,3*R*)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate, 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl (*Z*)-(1*S*,3*S*)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate, 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl (*EZ*)-(1*RS*,3*SR*)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate and 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl (*E*)-(1*S*,3*S*)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate [only containing equal to or more than 80.9% and equal to or less than 100% of 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl (*Z*)-(1*R*,3*R*)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate, equal to or more than 0 % and equal to or less than 10% of 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl (*E*)-(1*R*,3*R*)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate, equal to or more than 0 % and equal to or less than 2% of 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl (*Z*)-(1*S*,3*S*)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate, and equal to or more than 0 % and equal to or less than 1% of 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl (*EZ*)-(1*RS*,3*SR*)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate and equal to or more than 0% and equal to or less than 0.2% of 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl (*E*)-(1*S*,3*S*)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate] and formulation containing them

(日本名) 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(*Z*)-(1*R*, 3*R*)-3-(2-シアノプロパー1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(*E*)-(1*R*, 3*R*)-3-(2-シアノプロパー1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(*Z*)-(1*S*, 3*S*)-3-(2-シアノプロパー1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(*EZ*)-(1*RS*, 3*SR*)-3-(2-シアノプロパー1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパ

ンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパー1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物(2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパー1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート80.9%以上100%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパー1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0%以上10%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパー1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0%以上2%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパー1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0%以上1%以下を含有し、かつ、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパー1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0%以上0.2%以下を含有するものに限る。)

経緯

上記化学物質は、現在、毒物及び劇物指定令(昭和40年政令第2号)第2条第1項第32号の有機シアン化合物に該当し、劇物となるものであるが、今般、事業者より、原体の毒性データが提出され、劇性を持たないものであることが判明したことにより劇物から除外するものである。

用途

殺虫剤原体

物理的・化学的性質

別添1を参照

毒性

別添2を参照

事務局案

2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、
2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、
2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、
2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物(2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート80.9%以上100%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0%以上10%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0%以上2%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0%以上1%以下を含有し、かつ、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0%以上0.2%以下を含有するものに限る。)及びこれを含有する製剤を、「劇物」から除外することが適当である。

【別添1】

物理的・化学的性質（原体）

項目

名称

(英語名) 略

(日本名)

2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物(2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート80.9%以上100%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0%以上10%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0%以上2%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0%以上1%以下を含有し、かつ、2, 3, 5, 6-テトラフルオ

ロー 4 - (メトキシメチル) ベンジル = (E) - (1 S, 3 S) - 3 - (2 - シアノプロパー 1 - エニル) - 2, 2 - ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
0%以上0.2%以下を含有するものに限る。)

CAS 番号	609346-29-4
化学式	C ₁₉ H ₁₉ F ₄ NO ₃
分子量	385.35
物理化学的性状	
性状	白色の粉末又は小塊
沸点	—
融点	71.2°C
密度	—
相対蒸気密度	—
相対比重	—
蒸気圧	0.055 mPa (25°C)
溶解性	水 : 2.11 mg/L (20°C) オクタノール / 水 分配係数 (log P) : 3.369
引火性及び発火性	—
安定性・反応性	通常の手扱いにおいて安定
換算係数	—
国連 (UN) 番号	3077
国連危険物輸送分類	環境有害物質 (固体)、容器等級 III
化審法番号	平成 24 年度少量新規化学物質 確認通知書の受付番号 : 200806

【別添2】

毒性（原体）

試験の種類	供試動物	試験結果	備考
急性経口毒性	ラット	LD ₅₀ : ♂ > 2000 mg/kg ♀ > 300 ~ < 2000 mg/kg	1
急性経皮毒性	ラット	LD ₅₀ : ♂, ♀ > 2000 mg/kg	2
急性吸入毒性 (ダスト)	ラット	LC ₅₀ : ♂, ♀ > 2 mg/L(4hr)	3
刺激性	ウサギ	皮膚刺激性 : -	4
	ウサギ	眼刺激性 : 極く軽度の刺激性	5

備考

1. 準拠ガイドライン : 医薬品、EPA
準拠 GLP : 医薬品、農薬、EPA、OECD (注1)
2. 準拠ガイドライン : 医薬品、EPA、OECD (注2)、EC
準拠 GLP : 医薬品、農薬、EPA、OECD (注1)
3. 準拠ガイドライン : 医薬品、EPA、OECD (注3)
準拠 GLP : 医薬品、農薬、EPA、OECD (注1)
4. 準拠ガイドライン : 農薬、EPA、OECD (注4)、EC
準拠 GLP : 医薬品、農薬、EPA、OECD (注1)
5. 準拠ガイドライン : 農薬、EPA、OECD (注5)、EC
準拠 GLP : 医薬品、農薬、EPA、OECD (注1)

(注1) OECD Principles of Good Laboratory Practice (as revised in 1997),
ENV/MC/CHEM(98)17, 1998

(注2) OECD Guidelines for Testing of Chemicals, Number 402, Acute Dermal Toxicity
(1987)

(注3) OECD Guidelines for Testing of Chemicals, Number 403, Acute Inhalation
Toxicity (2009)

(注4) OECD Guidelines for Testing of Chemicals, Number 404, Acute Dermal
Irritation/Corrosion (2002)

(注5) OECD Guidelines for Testing of Chemicals, Number 405, Acute Eye
Irritation/Corrosion (2002)